

市からの お知らせ

記号の意味

- 主催者
- 対象・定員
- 日時・期間
- 場所・会場
- 費用
(記載のないものは無料)
- 持ち物
- 申込方法
- 問い合わせ
- 託児あり

申し込み記入例

- あて先は
各記事の申込先へ
- 住所の記載がないものは
〒181-8555
三鷹市役所〇〇課へ
- 往復はがきの場合は
返信用にも住所・氏名を
記入してください

- 1.行事・事業名(希望日・コース・回)
- 2.郵便番号・住所
- 3.氏名(ふりがな)
- 4.年齢(学年)
- 5.連絡先(電話番号・ファクス番号、メールアドレス)
- 6.そのほか必要事項(保育希望の有無など)

お知らせ

交通安全表示板の現況調査実施中

11月まで、市内の道路上の「表示板」を現地調査しています。身分証を携帯した調査員が、写真撮影や周辺を調査しますのでご協力ください。不審な場合は道路交通課☎内線2883へ。

油・断・快適! 下水道—あなたのひと手間が地球を守る—

流し台から流れた油は、下水道のつまりや悪臭を引き起こします。鍋や食器の油汚れは、洗う前にふき取りましょう。油を「ふき取る」「使いきる」「吸い取る」習慣が、良好な水環境を守ります。

☎下水道課☎内線2872

男女平等問題に関する活動と交流に三鷹市女性交流室をご利用ください

在勤を含む市民、または市民を主な構成員とする団体

☐月～土曜日午前10時～午後9時50分(祝日、12月29日～1月3日を除く)

☐同室(下連雀3-30-12中央通りタウンプラザ4階)

☐利用日の前日までに、(助)三鷹国際交流センター事務室(同フロア)☎43-7812へ

☐企画経営課☎内線2115

「みたか生涯学習事業情報秋号(10～12月)」をご活用ください

市や教育委員会、市内公共機関などが実施する、生涯学習関連の講座やイベント情報(子ども向け事業も含む)をまとめた冊子です。市のホームページでご覧いただけるほか、相談・情報センター(市役所2階)、生涯学習課(教育センター2階)、図書館、社会教育会館、市政窓口、第二体育館、コミュニティセンターなどで10月中旬に配布します。

☐生涯学習課☎内線3316

「コーヒー入れて!」51号配布中

今号のテーマは「リタイアからのチャレンジ」。退職後、地域デビューを通して

地域や家庭の見方が変わった方々に、知恵や秘策を伺います。市の関連施設など市内各所で配布しています。

☐企画経営課☎内線2115

水道管の漏水調査を行います

貴重な水を有効に使うため、宅地内(止水栓や水道メーターで確認)と道路上の漏水調査を行います(路上は夜間実施)。調査員は身分証明書・腕章を着用し、料金を請求することはありません。

◆調査地域 野崎3丁目、井口3丁目、深大寺1・2丁目地域

◆調査期間 10月上旬～12月上旬

◆調査会社 地中エンジニアリング(株)

☐工務課☎内線3433

国勢調査にご協力ください

10月1日を基準日に、国内で生活するすべての人を対象に国勢調査を実施しています。9月末にお届けした調査票は、郵送・インターネット(10月7日(木)まで)、調査員への手渡し(10月12日(火)まで)のいずれかでご回答ください。

☐三鷹市国勢調査コールセンター☎0422-43-7100(10月21日(木)までの毎日午前9時～午後7時30分)

10月16日(土)、コンビニでの証明書交付を停止します

住民基本台帳カードをお持ちで利用申請(下記参照)が済んでいる方は、自動交付機や全国のコンビニ(セブン・イレブン)で住民票の写し・印鑑登録証明書を取得できます。

このサービスについて、10月16日(土)午前6時30分～午後11時の間、東京都庁電気設備の法定点検に伴いコンビニでの交付に必要な専用回線が利用できないため、コンビニでの証明書交付を停止します。市内の自動交付機は使用できません(午前8時30分～午後9時)。

※利用申請について
印鑑登録証兼市民カード、市民カードをお持ちの方は、住民基本台帳カードと一緒に持参し、自動交付機・コンビニでの

利用申請をしてください。旧カードとの引き換えで住民基本台帳カードに機能を付加します。くわしくは市民課へお問い合わせください。

☐同課☎内線2326

税金

臨時納税相談窓口を開設します

平日の窓口延長と土・日曜日の臨時納税相談窓口を開設します。

☐10月14日(木)～24日(日)の平日午後5時15分～7時30分、土・日曜日午前9時～午後5時※同日程で電話相談も実施します。

☐納税課(市役所2階25番窓口)

※庁舎南側スロープ下の地下1階警備室からお入りください。

◆相談・当日納付(納入)できる税目

市民税・都民税(普通徴収・特別徴収)、固定資産税(償却資産分含む)・都市計画税、軽自動車税、法人市民税

☐納税課☎内線2422

11月1日(月)は市民税・都民税(第3期)の納期限です

納期内納付にご協力をお願いします。市税を未納のままにすると延滞金が増算されます。特別な事情で納付が困難な場合には、納税課(市役所2階25番窓口)へご相談ください。

☐納税課☎内線2422(納税相談)・内線2417(口座振替)

子育て・教育

家庭福祉員2施設を新規開設しました

◆塚田家庭保育室(井口5-1-10)

☐0～3歳未満のお子さん5人

☐午前9時～午後5時(1・2歳児は午前8時30分～午後5時30分)

◆蒲生家庭保育室(上連雀3-13-4)

☐0～3歳未満のお子さん4人

☐午前9時～午後5時

☐いずれも入園料20,000円、保育料月額50,000円(食費・冷房費・雑費を含む)

☐☐塚田家庭保育室☎31-1174、蒲生家庭保育室☎76-5776へ

※時間外保育は別途相談。

東児童館 乳幼児おやこひろば

◆わくわくランド

☐0歳～就学前のお子さん

☐10月4日(月)・5日(火)・8日(金)・12日(火)・15日(金)・18日(月)の午前10時～正午

◆ひよこランド

☐0～1歳のお子さん

☐10月6・13日の水曜日午前10時～正午

◆親子の自由遊びひろば

☐0歳～就学前のお子さん

☐10月7日(木)午前10時～正午

◆お父さんもいっしょわくわくランド

☐0歳～就学前のお子さん

☐10月9日(土)午前10時～11時30分

☐いずれも当日会場へ

☐同館☎44-2150

むらさき子どもひろばのイベント(10月)

◆乳幼児(0歳～就学前)対象の定例行事

☐①げんきっ子ランド＝月～金曜日の午前9時～10時50分、②みんなであそぼ!＝5日(火)・14日(木)・15日(金)・20日(木)・27日(水)を除く月～金曜日の午前11時～11時30分

☐当日会場へ

◆乳幼児(0歳～就学前)対象のスペシャルイベント

①0～1歳6カ月のお子さん15人、②③④⑤0歳～就学前のお子さん、⑥3歳～就学前のお子さんと保護者10組

☐①mamaカフェ＝10月5日(火)午前10時30分～正午、②手形スタンプ＝14日(木)・15日(金)午前11時～11時30分、③ドレミであそぼ＝20日(水)午前10時30分～10時50分(0歳～1歳6カ月)、午前11時～11時30分(1歳6カ月～就学前)、④変身!スペシャルパースデー＝22日(金)・25日(月)・26日(火)午前11時20分～11時30分(当日10時30分までに受付へ)、⑤にこにこキッズ＝27日(水)午前

11月から一部地域で空きびん・空き缶の戸別収集を実施します

☐ごみ対策課☎内線2533

11月から、責任あるごみ出しと分別・資源化の推進を図ることを目的として、一部地域で空きびん・空き缶の戸別収集を実施します。

容器やかご、半透明の袋に入れて、ほかのごみと同様に収集日の午前8時までに各家庭の前に出してください。ただし集合住宅、袋小路にお住まいの方は、指定された場所に出してください。収集できる物の変更はありませんが、リサイクルカレンダーなどで再確認をお願いします。戸別収集実施にご協力をお願いします。

◆対象地域

野崎1丁目・上連雀6～9丁目地区＝11月2日(火)収集分から
新川6丁目・下連雀5～9丁目地区＝11月9日(火)収集分から
※月曜日のオレンジコンテナの配布はなくなります。

◆該当地区での戸別収集実施に関する説明会を開催します。

上連雀地区公会堂＝10月5日(火)午後7時～8時、新川宿地区公会堂＝10月8日(金)午後7時～8時、教育センター＝10月10日(日)午前10時～11時、連雀コミュニティセンター＝10月10日午後2時～3時

【家庭系ごみ指定収集袋の減免申請はお済みですか?】

☐ごみ対策課☎内線2533

平成22年度分(10月～平成23年9月)の受付を実施しています。申請はお早めに。

◆減免対象になる世帯

- ①天災および火災により被害を受けた世帯
- ②生活保護受給世帯
- ③中国残留邦人等支援給付受給世帯
- ④児童扶養手当受給世帯
- ⑤特別児童扶養手当受給世帯
- ⑥高齢福祉年金受給世帯
- ⑦75歳以上の方のみの世帯で収入が年金のみまたは収入のない世帯
- ⑧身体障害者手帳(1・2級)、精神障害者手帳(1・2級)、東京都愛の手帳(1・2度)のいずれかの方が属する世帯で、かつ市民税非課税世帯

◆交付枚数

1世帯あたり100枚(1年間分)。サイズは原則として1人世帯＝S袋(10ℓ)、5人以上の世帯＝L袋(40ℓ)、それ以外の世帯＝M袋(20ℓ)。

※複数の減免事項に該当する場合でも、支給枚数は最大で100枚です。

※申請期間を経過すると、支給枚数が少なくなります。

☐10月22日(金)までの平日午前9時～午後4時30分に所定の申請書に減免事由の分かるもの(⑦の方はご自身を証明できる免許証・保険証など)を添えて、市役所第三庁舎311号会議室へ。本人が来庁できない場合は代理申請も可能です(代理人の身分証明書の提示が必要)

※⑦・⑧に該当し今年1月2日以降に転入した方はごみ対策課までお問い合わせください。